

学校環境衛生基準の一部改正について

温度及び一酸化炭素の基準の変更

東京薬科大学 薬学部 社会薬学研究室 北垣 邦彦

学校環境衛生基準の一部が改正され 2022 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 347 号）において、温度及び一酸化炭素の基準が見直されたことを踏まえたものである。改正に伴い、本年度以降に実施される学校における環境衛生検査では新たな基準を満たしているか確認することが求められる。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 347 号）

我が国では、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号、以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき学校教育法第 1 条に規定される学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園は当該条文を準用）においては、環境衛生検査について計画を策定し、実施しなければならない。また、法第 6 条の規定に基づき、環境衛生検査及び日常点検の検査項目、基準、方法等を示した学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）を文部科学大臣が定めている。学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号、以下「規則」という。）第 1 条において学校における環境衛生検査は、学校環境衛生基準に基づいて行わなければならないと明確に規定されており、日常点検の実施についても規則第 2 条で規定されている。

法 23 条により大学以外の学校（幼保連携型認定こども園は当該条文を準用）には、学校薬剤師が置かれており、規則 23 条により学校薬剤師は環境衛生検査に従事し、学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うことになっている。

2022 年 3 月 31 日に学校環境衛生基準の一部改正が行われ、同年 4 月 1 日に施行された。¹⁾

1 温度の基準

世界保健機構（WHO）が 2018 年に策定したガイドラインにおいて、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮し、低温側の温度として 18℃以上とすることが勧告されている。これを踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 2 条に規定される建築物衛生管理基準において居室における温度がおおむね 17℃以上 28℃以下に適合するように空気の温度を調節して供給をすることとされていたものを低温側の基準が 17℃から 18℃に 2021 年 12 月に改正された。2022 年 3 月 31 日に学校環境衛生基準の一部改正においても同様に温度の基準として「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされてい

たものの下限を 17℃から 18℃に見直された。

なお、学校環境衛生基準における温度の基準は、2018 年の一部改正において「10℃以上、30℃以下であることが望ましい」から「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」に見直された。²⁾ その際、温度の基準は、概ねその基準を遵守することが望ましいものであることと併せて、室内温度と外気温度の差を無視した過度の冷房は体調を崩す要因となることから、室内温度と外気温度の差は著しくしないこと、また、ヒトの温度感は、単に教室内の温度に影響されるのではなく、相対湿度、気流及び輻射熱の状況等により影響を受けることや個人差があることに留意する必要があるとしている。

2 一酸化炭素の基準

平成 22 年に WHO が改定した室内空気質に関するガイドラインでは、室内における一酸化炭素濃度の基準として、7 mg/m³以下（24 時間値、6.0 ppm（20℃換算値））が新たに追加されたことを踏まえ、建築物衛生管理基準において居室における一酸化炭素の含有率がおおむね 10 ppm から 6 ppm に改正された。2022 年 3 月 31 日に学校環境衛生基準の一部改正においても同様に一酸化炭素の基準として「10 ppm であること」から「6 ppm であること」に見直された。なお、学校における環境衛生検査は、毎学年 2 回定期に行うことになっているが、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。

参考文献

- 1) 学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（4 文科初第 424 号）、2022 年 5 月 9 日。
https://www.mext.go.jp/content/20220510-mxt_kenshoku-100000613_1.pdf
- 2) 学校環境衛生基準の一部改正について（通知）（29 文科初第 1817 号）、2018 年 4 月 2 日。
https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_kenshoku-100000613_0.pdf

キーワード 学校環境衛生基準、学校薬剤師、学校保健安全法、温度、一酸化

